

令和4年仙台市成人式上映用映像制作業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年仙台市成人式上映用映像制作業務

2 目的

令和4年仙台市成人式において、式典開始前に映像を上映することで、新成人が大人になった自覚や喜びを感じるとともに、仙台市を挙げて喜び励ますことを目的とする。

3 履行期間

着手日から令和3年12月22日（水）まで

4 委託業務内容

(1) 企画・制作

令和4年成人式当日の式典開始前に、会場内のスクリーンで上映する映像の企画・制作を委託する。※制作した映像は仙台市公式 YouTube チャンネル（せんだい Tube）にて配信も予定している（配信期間は成人式当日～終了日未定）。

以下の4本の映像について、プロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市生涯学習課及び成人式運営スタッフと十分に協議を行った上で内容を決定し、制作を行う。

- ①新成人の人生の節目に起きたニュースなどのピックアップ集（対象者は平成13年度生まれ）
 - ・過去のニュースを通して、新成人が歩んできた時間の重みを自覚するような内容にすること。
 - ・新成人に対し、未来への期待感を抱かせるニュースや出来事を選定すること。
- ②仙台市出身もしくは在仙のスポーツ選手や芸能人からのお祝いメッセージ動画
 - ・仙台市にゆかりのある知名度の高い有名人などを起用し、新成人が大人になったことを喜び励ますメッセージ映像を制作すること。
- ③成人式運営スタッフ動画
 - ・公募により決定した新成人のスタッフが参加して作り上げる映像の企画・制作を行うこと。
 - 【例】 式典開始カウントダウン動画、新成人の成長エピソード集 等
 - ・制作過程においては、必要に応じて運営スタッフ会議に参加し、スタッフの意見を取り入れながら進行管理及び支援を行うこと。
- ④恩師からのメッセージ動画
 - ・各学校の教員が撮影した動画を編集し、新成人に対するメッセージ映像を制作すること。

(2) 映像仕様

- ・上記①～④の4本について、1本あたり5～10分程度の映像を、企画提案書により提案する。
うち、③の成人式運営スタッフ動画については、企画提案書において2本提案し、契約に至った場合、運営スタッフとともに内容を検討後、1本制作する。
- ・②について、YouTubeへの掲載に承諾が得られない方がいた場合は、会場用とYouTube用の2種類を制作する。
- ・ナレーション及び音響付きとする。
- ・DVD-Rへ書き込みしたものを成果物として生涯学習課へ納品する。データ形式は相談のうえ決定する。

(3) 参考情報

①その他上映映像について

仙台市が提供している以下の映像を上映予定であるため、内容が重複しないように留意すること。

- ・「仙台市観光PR映像」<https://youtu.be/TDf88tkQPgc>
- ・「仙台市シティプロモーション映像」(最新版) <https://youtu.be/xH9kGnlAnpI>
- ・「せんだい生活スタイル」<https://youtu.be/LplUoey6cI>

②令和4年仙台市成人式概要

- ・日時 令和4年1月9日(日)
 - ・会場 未定
 - ・対象者 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの仙台市の新成人約11,018人
(令和3年7月31日現在)
 - ・式典内容 黙祷、国歌独唱、市長式辞、議長祝辞、新成人誓いの言葉
- ※令和3年8月時点の予定のため、状況により変更となる可能性あり。

5 履行方法

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受託者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。
- (3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、その指示を受けること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- (3) 受託者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (4) 受託者及び関係者は、上記(3)、(4)に該当する場合、発注者及び発注者が許諾する者に対して、著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (7) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

7 その他

成果物を譲渡もしくは改変して利用してはならない。ただし、仙台市生涯学習課の承諾がある場合はこの限りではない。